

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 20 号
兵庫県立大学工学研究科教務委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程（平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、工学研究科教務委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、教務に関する事項を審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学研究科教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴いた上で工学研究科長（以下「研究科長」という。）が選任した委員 1 名
 - (2) 各専攻から 2 名ずつ選出された委員 1 2 名
- 2 前項第 2 号に定める委員は、専攻ごとに教授、准教授各 1 名とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、第 3 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代理する。
- 4 委員長は、兵庫県立大学全学共通教育推進会議の委員として、当該会議に出席するものとする。

(幹事)

第 6 条 委員長は、委員会の運営を円滑にするため、構成員の中から幹事 2 名を指名する。

- 2 幹事は、それぞれ兵庫県立大学全学共通教育推進会議教養教育部会及び外国語教育部会の委員として、当該会議に出席するものとする。

(会議)

第 7 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、原則として毎月 1 回定例会を開くものとする。
- 3 議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、他の教職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第 9 条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に委員である者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成27年2月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。